

広島県電子契約(物品、委託・役務等)FAQ

No.	問	答												
1	・電子契約サービスを利用するにあたり、費用負担はあるのか。	・事業者様の費用負担はありません。												
2	・電子契約により契約を締結しても法的効力に問題はないのか。	・電子署名及び認証業務に関する法律（電子署名法）第3条では、法的な要件を満たす電子署名が付与された電子文書は、記名・押印された書面の契約書と同等の効力を持つと定められており、広島県で利用する電子契約サービス（GMOサイン）は同法第2条第1項に定める電子署名に該当していることから、法的効力について問題ははありません。												
3	・電子契約をする場合は、契約金額にかかわらず収入印紙が不要となるのか。	・電子ファイルの契約文書には課税されないとされており、電子契約においては印紙税が課税されることはありません。 【参考】 印紙税法第2条は、課税対象となる「文書には…印紙税を課税する。」と規定しています。この「文書」に電子契約が該当するかが問題となりますが、内閣総理大臣による答弁及び国税庁への照会に対する回答において「電子文書には印紙税が課税されない」と明言されています。												
4	・電子契約サービスを利用するにあたり、ソフトウェアのインストール等の準備が必要か。	・GMOサインの電子契約サービスは、ブラウザ上で動作するシステムであることから、必要ありません。なお、各OSでの推奨環境は次のとおりです。 <table><tr><th>Windows</th><th>Macintosh</th><th>Android</th><th>ios</th></tr><tr><td>Windows11以上</td><td>MacOS13.0以上</td><td>Android13.0以上</td><td>ios17.0以上 (iPhone XS以上) iPad OS 17.0以上</td></tr><tr><td><ブラウザ> Google Chrome 最新版 Firefox 最新版 Microsoft Edge (Chromium版) 最新版</td><td><ブラウザ> Safari 最新版 Google Chrome 最新版</td><td><ブラウザ> Google Chrome 最新版 ※Galaxyブラウザ、らくらくスマートフォンなどの簡単操作のスマートフォンは対象外</td><td><ブラウザ> Safari 最新版 Google Chrome 最新版</td></tr></table>	Windows	Macintosh	Android	ios	Windows11以上	MacOS13.0以上	Android13.0以上	ios17.0以上 (iPhone XS以上) iPad OS 17.0以上	<ブラウザ> Google Chrome 最新版 Firefox 最新版 Microsoft Edge (Chromium版) 最新版	<ブラウザ> Safari 最新版 Google Chrome 最新版	<ブラウザ> Google Chrome 最新版 ※Galaxyブラウザ、らくらくスマートフォンなどの簡単操作のスマートフォンは対象外	<ブラウザ> Safari 最新版 Google Chrome 最新版
Windows	Macintosh	Android	ios											
Windows11以上	MacOS13.0以上	Android13.0以上	ios17.0以上 (iPhone XS以上) iPad OS 17.0以上											
<ブラウザ> Google Chrome 最新版 Firefox 最新版 Microsoft Edge (Chromium版) 最新版	<ブラウザ> Safari 最新版 Google Chrome 最新版	<ブラウザ> Google Chrome 最新版 ※Galaxyブラウザ、らくらくスマートフォンなどの簡単操作のスマートフォンは対象外	<ブラウザ> Safari 最新版 Google Chrome 最新版											
5	・県と行う契約すべてが電子契約の対象となるのか。	・本庁の知事部局において「広島県知事」名で発注する次の業務に係る契約が対象となります。 ア 物品（購入、修繕、借受け、売払い、交換） イ 委託・役務業務（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（建設工事規則（平成8年広島県規則第39条）が適用されるものに限る。）、測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱（平成11年4月1日制定）第2条に定める業務及び地域維持業務処理要綱（試行）2（1）に規定する地域維持業務に係るものを除く。） ウ 小規模修繕（建設工事執行規則（平成8年広島県規則第39条）第62条の規定により、同規則の適用除外となる庁舎、公舎、その他の建物（これらに附帯する設備及び工作物を含む。）に係る修理、補修、模様替えその他軽易な工事） ・ただし、次のような場合は対象外とし、従来どおり紙による契約書で契約締結します。 ア 契約の相手方となった事業者様が、電子契約による契約締結を希望しない場合 イ 法令等の規定により書面の契約書が必須となる場合 ウ 契約期間が10年を超える場合（期間の定めのない場合も含む。） エ 電子契約書のデータが、電子契約サービスの容量上限を超える場合など、その他県の契約担当課において電子契約によることが適当でないと判断した場合												

広島県電子契約(物品、委託・役務等)FAQ

No.	問	答						
6	・電子契約の対象となる案件かどうか、どのように確認すればよいのか。	・電子契約の対象とする案件については、原則、次の方法により事業者様へお知らせします。 <table><tr><td>一般競争入札</td><td>・入札公告に電子契約の対象である旨を記載</td></tr><tr><td>指名競争入札</td><td>・指名通知書に電子契約の対象である旨を記載</td></tr><tr><td>随意契約</td><td>・見積り合せ後、契約相手方となった事業者様へ契約担当課から連絡</td></tr></table>	一般競争入札	・入札公告に電子契約の対象である旨を記載	指名競争入札	・指名通知書に電子契約の対象である旨を記載	随意契約	・見積り合せ後、契約相手方となった事業者様へ契約担当課から連絡
一般競争入札	・入札公告に電子契約の対象である旨を記載							
指名競争入札	・指名通知書に電子契約の対象である旨を記載							
随意契約	・見積り合せ後、契約相手方となった事業者様へ契約担当課から連絡							
7	・本庁の知事部局以外の地方機関などは、電子契約の対象ではないのか。	・令和8年4月からの運用開始は、本庁の知事部局に係る契約を対象としており、地方機関等への運用拡大については、本庁における電子契約の利用状況等を踏まえ検討していくよう考えています。						
8	・変更契約も電子契約の対象となるのか。	・変更契約も当初契約と同様のフローにより電子契約が可能です。変更契約を電子契約とするかについては、契約担当課から事業者様へ確認します。 ・なお、当初契約も電子契約で行い「電子契約同意書」を提出されている事業者様については、提出された内容に変更等がなければ再度「電子契約同意書」を提出していただく必要はありません。						
9	・見積り合せやオープンカウンターの際に提出する請書は、電子契約の対象となるのか。	・広島県では請書への押印を不要とし、請書の電子データを電子メールにより処理することも可能であるため、電子契約の対象外としています。						
10	・電子契約を希望する場合、県に提出する書類等はあるのか。	・「電子契約同意書」の提出をお願いします。						
11	・「電子契約同意書」の様式は、どこから入手すればよいのか。	・広島県のホームページにWord形式の様式を掲載しておりますので、ダウンロードしてご使用ください。 トップページ>入札・契約等調達関係の情報>電子契約（物品、委託・役務業務）の運用開始について						
12	・「電子契約同意書」は、どのタイミングで、どのように提出したらよいのか。	【一般競争入札・指名競争入札の場合】 ・入札公告又は指名通知書で電子契約の対象とした案件において電子契約を希望される場合は、落札決定後（契約相手に決定した後）、速やかに電子メールにより契約担当課へご提出ください。 【随意契約の場合】 ・電子契約とする案件については、見積り合せ後、県の契約担当課から、契約相手に決定した事業者様に対し電子契約の対象である旨をお伝えしますので、電子契約を希望される場合は、速やかに電子メールにより契約担当課へご提出ください。						
13	・「電子契約同意書」の提出を忘れていた場合は、電子契約はできないのか。	・基本的には書面による契約となりますが、対象案件の契約担当課にご確認ください。						
14	・「電子契約同意書」へは、携帯電話番号又はメールアドレスのどちらを記載してもよいのか。	・広島県では、事業者様へ電子契約に係る署名依頼を行う際に、メールアドレスに比べ開封率が高く、複製等によるなりすましの防止にもなるSMS送信（携帯電話のショートメッセージ宛て送信）を基本としており、事業者様において特段の支障がなければ、携帯電話番号（SMS）をご記入いただくようお願いしております。（メールアドレスの欄は空欄としてください。） ・ただし、事業者様においてSMSにより難しい事情や、メールアドレスを希望される等の場合は、メールで署名依頼を行うことも可能ですので、その場合は、携帯電話番号の欄は空欄とし、メールアドレス（契約締結権限者の方のフリーメールアドレスは不可）をご記入ください。						

広島県電子契約(物品、委託・役務等)FAQ

No.	問	答
15	・SMS送信による署名依頼が基本とのことであるが、携帯電話だと画面も小さく契約書の確認が難しいのではないかと。	・GMOサインのSMS送信機能は、民間の金融機関や不動産等の取引でも多く採用されており、SMS宛てに送信されたURLを開きますとスマホ専用の署名画面が用意されています。 ・また、画面が小さく契約書等の確認が難しい場合は、2本の指で画面操作（「ピッチアウト（拡大）」又は「ピッチイン（縮小）」していただき確認していただけます。
16	・SMSによる電子契約と、メールアドレスによる電子契約で何が違うのか。	・電子契約の手順等に違いはありませんが、SMSによる電子契約は、提出していただいた携帯電話番号にショートメッセージ（SMS）を送信し、SMS内の署名用URLにて署名いただくもので、一方、メールアドレスによる電子契約は、提出していただいたメールアドレス宛にE-Mailを送信し、メール内の署名用URLにて契約書へ署名いただくものとなります。 ・SMSによる電子契約は、スマートフォンに署名依頼が届きますので、メールアドレスによる電子契約に比べ見落としが少なく、ドメイン制限や迷惑ブロック等で届かないリスクも小さいことから、到達率が高いものとされています。 ・事業者様においてGMOサインの無料アカウントを作成するようお考えの場合、メールアドレスでは署名完了後のメール画面からアカウント登録が可能ですが、SMSではGMOサインのサービスサイトからアカウント登録していただくこととなります。
17	・「電子契約同意書」にある「契約締結権限者」とは、誰のことを指すのか。代表者のことか。	・「電子契約同意書」に記載していただく「契約締結権限者」は、社内規定等により契約締結権限を持つ方であれば、必ずしも代表者である必要はありません。
18	・「電子契約同意書」の「契約担当者」は、どのような場合に記載すればよいのか。	・「契約担当者」は必須ではありません。「契約締結権限者」が承認される前に、担当の方が契約書の内容を確認する場合など、必要であれば記載してください。
19	・「電子契約同意書」の「契約担当者」を複数設定したいが可能か。	・「契約担当者」は、1名限りでお願いします。「契約担当者」以外の方の確認も必要な場合は、「契約担当者」が受領された署名用のURLを転送するなどにより対応してください。
20	・「電子契約同意書」において、例えば「契約締結権限者」を携帯電話番号（SMS）、「契約担当者」はメールアドレスといったように、異なる方法とすることは可能か。	・可能です。
21	・「電子契約同意書」の「契約締結権限者」と「契約担当者」で、同じ携帯電話番号又はメールアドレスを使用することは可能か。	・同じものを重複して使用することはできません。別々の携帯電話番号又はメールアドレスで設定していただくか、「契約締結権限者」のみとしていただくようお願いします。
22	・「電子契約同意書」に記載するメールアドレスは、フリーメールアドレスや、共有メールアドレス等でも問題ないか。	・「契約担当者」については問題ありませんが、「契約締結権限者」については、フリーメールアドレスや共有メールアドレスの使用を控えていただき、キャリアメール、企業ドメインメール又はプロバイダメールのアドレスを使用していただくようお願いします。
23	・他の案件で電子契約を行うため「電子契約同意書」を提出したことがある場合、記載内容等に変更がなくても、案件ごとに提出する必要があるのか。	・電子契約の同意は案件ごとにいただく必要がありますので、過去において同じ契約担当課に「電子契約同意書」を提出したことがある場合であっても、契約の都度、ご提出をお願いします。

広島県電子契約(物品、委託・役務等)FAQ

No.	問	答
24	・契約変更の場合も「電子契約同意書」を提出する必要があるか。	・当初契約の際に提出していただいた「電子契約同意書」の内容から変更がなければ、契約変更時に再度、同じ内容のものを提出していただく必要はありません。 ・なお、当初契約の際に提出していただいた内容等に変更がある場合は、契約担当課に確認の上、「電子契約同意書」をご提出ください。
25	・契約ごとに担当者や契約締結権限者の情報（氏名、携帯電話番号又はメールアドレス等）を変えても問題ないか。	・「電子契約同意書」は、案件ごとに提出していただきますので、その都度、内容が異なっても問題ありません。
26	・共同企業体で電子契約を利用する場合、どのような手続を行えばよいか。	・書面による契約と同様に共同企業体の全構成員から署名をいただく必要がありますので、代表構成員様において、JV用の「電子契約同意書」の様式により、全構成員の契約締結権限者、携帯電話番号又はメールアドレス等を記載の上、契約担当課へ電子メールによりご提出ください。 ・電子契約を締結する際には、提出していただいた携帯電話番号（SMS）又はメールアドレス宛に順次、署名依頼が送信されます。
27	・アクセスコードとはどのようなものか。	・アクセスコードとは、県の契約担当課が文書を送信する際にパスワードを設定し、事業者様が署名する際にそのパスワードを入力することで本人性を強化するためのものです。 ・県において契約書データを電子契約サービスにアップロードしましたら、契約担当課から電話等によりアクセスコードをお伝えします。 ・事業者様へ届いた署名依頼に添付されているURLをクリックしますと、ブラウザ上にアクセスコードの入力画面が表示されますので、県からお伝えしたアクセスコードを入力し、文書の確認画面を表示させてください。
28	・電子契約サービスから署名依頼が届いたが、契約書の内容等に誤りがあった。どのような処理をすればよいか。	・文書の内容を確認した上で、署名を辞退することも可能です。 ・契約書の内容等に誤りがあった場合は、契約書の確認画面の右上にある「その他のメニュー」をクリックし、「署名を辞退する」を選択し、署名の辞退画面に辞退理由を入力の上、「署名を辞退する」をクリックしてください。（署名の辞退を行うと、署名が辞退されたことを知らせるメールが契約の両当事者双方に届きます。） ・辞退後の処理については、契約担当課から連絡の上、改めて署名依頼させていただくなど調整をさせていただきます。
29	・当初契約を電子契約した案件で、契約変更を紙の契約書とすることは可能か。	・可能です。 ・しかしながら、書面で作成した変更契約書には印紙税が課税されますので、印紙税法上の記載金額の考え方等については、所轄の税務署にお問い合わせの上、ご確認ください。

広島県電子契約(物品、委託・役務等)FAQ

No.	問	答
30	・電子契約により契約を締結した場合、電子署名・タイムスタンプが付与された日付が契約日となるのか。	・電子契約を行う場合は、県が事業者様と契約日を事前調整した上で、その日付を記載した契約書データを電子契約サービスにアップロードします。 ・アップロード後は、県の契約担当課において、契約書の日付と電子署名・タイムスタンプの日付が同日となるよう事務処理を行うことから、基本的には、日付の齟齬は生じないものと考えていますが、やむを得ない事由等により、契約書の日付までに両当事者の署名が整わず、電子署名・タイムスタンプの日付と齟齬が生じた場合は、契約書に記載の日付（事業者様と事前に調整した契約日）を契約日として取り扱うこととします。
31	・電子署名・タイムスタンプを付与された電子契約書は、電子帳簿保存法の要件を満たすのか。	・GMOサインのホームページ（※）を参考にいただき、実際の保存方法等、税務調査において問題ないものと判断されるかについては、所轄の税務署までお問い合わせ、ご確認ください。 ※GMOサインヘルプセンター>法令関連>法令関連>【対応状況】電子帳簿保存法 https://helpcenter.gmosign.com/hc/ja/articles/4409254620825)
32	・署名された契約書は、どのようにしてダウンロードすればよいのか。	・事業者様の署名後、県側での署名が完了しますと、電子契約サービスから「電子署名完了のお知らせ」が届きます。 ・その「電子署名完了のお知らせ」に記載の「ダウンロード」から電子署名が付与された契約書をダウンロードができます。（契約書をダウンロードできる期間は、前述のお知らせを受信してから14日で、期限を過ぎますとダウンロードができなくなります。） ・また、ダウンロード期限を超過した場合でも「電子署名完了のお知らせ」の受信後30日以内であれば、GMOサインのアカウントを作成いただくことでアカウント内に保管することが可能です。詳細は、「GMOサインのヘルプセンター>署名・押印を行う>署名手順>【文書管理】相手から署名依頼された文書のダウンロード・保管」https://helpcenter.gmosign.com/hc/ja/articles/4413766693273）をご確認ください。なお、アカウントを作成いただくと、いつでも文書の確認・ダウンロードが可能で、契約締結証明書も併せてダウンロードができます。
33	・電子署名済みの契約書をどうかをどのように確認すればよいのか。	・契約書のPDFファイルをAdobe Readerで開いていただき、「署名パネル」からタイムスタンプ等の情報を確認していただくことが可能です。 ・なお、詳しい操作方法については、GMOサインのホームページ（※）をご確認ください。 ※GMOサインヘルプセンター>法令関連>法令関連>電子署名の有効性の確認方法 https://helpcenter.gmosign.com/hc/ja/articles/360035956093)
34	・GMOサインの無料アカウントを作成すると、電子契約締結証明書もダウンロードできるということだが、この電子契約締結証明書とは何か。	・「署名パネル」内に記載されているような署名情報や文書概要（電子署名日時など）が記載されたPDFファイルで、「いつ、誰が署名を行ったのか」を確認することが可能な証明書です。 ・なお、詳細は、GMOサインのホームページ（※）をご確認ください。 ※GMOサインヘルプセンター>文書を管理する>ダウンロード>【文書管理】電子契約締結証明書 [Ver2] https://helpcenter.gmosign.com/hc/ja/articles/22871139161113)